

土木研究所跡地の土地利用について

【 土木研究所跡地を防災公園として利用 】

土木研究所は、昭和 54 年に筑波研究学園都市へ移転し、以降およそ 30 年にわたり、跡地は有効活用されてきませんでした。しかし、平成 17 年の合併に伴い、神栖市のシンボルになる場所として、総合計画及び新市建設計画において『新都市拠点』として位置づけられ、跡地利用は今後の都市づくりにおける最重要課題となっています。

平成 18 年度に土木研究所跡地土地利用構想を策定し、平成 19 年度には、社会情勢の変化や国有地払い下げ条件等を勘案しつつ、早期の土地利用の実現を図るために、防災機能を備えた総合公園とする基本計画を策定してきました。この計画をもとに、現在、市では土木研究所跡地の払下げに向けて、国との協議を進めています。

その概要についてお知らせいたします。

■現況と課題

土木研究所跡地は、本市の顔となる中心市街地に位置するとともに、国道 124 号に接するなど広域交通アクセスに恵まれており、さまざまな街づくりの可能性を持っています。これをふまえ、上位・関連計画における地区の位置づけや、土研跡地利用に関する市民意向調査の結果等を整理したところ、次のような課題が抽出されました。

- ① 憩い、防災公園等の安全・安心、にぎわいを中心とした複合的機能の導入
- ② 将来を見据えた場合、多様な施設立地が期待される市の顔となる中心市街地の充実
- ③ 良好的な土地利用を図るために市による一括購入が必要
- ④ 合併を契機としたスケールメリットを活かすための早期の土地取得と土地活用の実現
- ⑤ 地球温暖化対策や環境共生への対応の必要性



< 基本計画鳥瞰図 >

■土研跡地整備の必要性

平成 17 年 8 月に神栖町と波崎町の合併により神栖市が誕生し、3 年が経過しました。合併を契機として良好なまちづくりを進めるため、中心市街地に位置する土研跡地の整備にできる限り早期着手することが重要です。

平成 20 年度から平成 29 年度を計画期間とする神栖市総合計画に定められた、「都市の魅力と個性あふれた県内有数の中核都市」をめざすためには、土研跡地の整備が必要となります。

■防災公園の必要性

市民一人当たりの公園面積は 21.0 m² で、整備水準は高いものの、墓園・緑地が過半を占め、基幹公園は海浜運動公園および神栖総合公園の 2箇所となっていますが、広域的・複合的な機能を持つ公園整備が必要です。

また、地震予知連絡会の「観測強化地域」に位置づけられているため災害時の支援活動拠点を明確に位置づける必要があることや、鹿島臨海工業地帯を抱えており企業災害への対応がきわめて重要なことから、地域防災拠点※となる『防災公園』を整備する必要性が高くなっています。面積規模からは海浜運動公園と神栖総合公園も考えられますが、前者は海に近く、後者は工業地帯に近いことから、中心市街地であり緊急輸送道路の指定を受けている国道 124 号に隣接している土研跡地が、地形及び面積規模からもっとも理想的な立地といえます。

※地域防災拠点とは

地域防災拠点となる防災公園は、地域防災計画に位置づけられ、緊急輸送路その他の幹線道路により広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性を有し、災害発生時に、

- ・消防部隊・ボランティア等の救援救護活動の前線基地
- ・広域防災拠点や他地域からの救援物資輸送の中継基地

としての機能を発揮します。状況によっては、広域避難地と一時的避難生活の場ともなります。

■アリーナの必要性

現在、避難所として指定されている市民体育館（昭和 48 年築）の老朽化への対応として建替え等が必要であるため、土研跡地に代替施設として整備します。緊急避難所として活用するとともに、備蓄倉庫・救援救護活動スペース等の屋内スペースに求められる防災機能を補い、防災性をより高めます。

また、市民の健康づくりに寄与し余暇時間を充実させるとともに、各種イベントの開催等により多くの人が集い、市の中心部にふさわしいにぎわいを創出します。

■今後のスケジュール

平成 20 年度に国有財産関東地方審議会の答申を得て、平成 21 年度の早い段階で土地を取得します。その後、基本設計・実施設計等を進め、平成 23 年度（土地購入の 2 年後）に工事着工し、段階的な整備を行いつつ部分的に供用を開始して、全体としては平成 30 年度の完成を目指します。

問合先 神栖市企画部企画課

電話：0299-90-1120